



# 助け合いで 健康と幸せを

国民健康保険税は、国保制度を支える大切な財源です。

## 国民健康保険とは

誰もが健康で幸福な生活を願っています。しかし、いつどこで病気やケガをするか分かりません。そのためには、市民が日ごろから保険税を出し合い、いざというときの医療に備えるしくみが必要となります。

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とする、助け合いの精神に基づいた医療保険制度です。

## 受けられる給付

国保制度では、次のような給付が受けられます。

### 療養の給付

加入者が病気やケガで受診したとき、医療機関に保険証を提示すれば、医療費の1〜3割を支払うだけで、残りは国保が負担します。ただし、年齢によって医療費

の負担割合は変動します。

### 入院時の食事代

入院中の食事代は一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

### 療養費

急病など緊急時や、やむを得ない事情で医療機関に保険証を提示できず医療費を支払ったとき、コルセットなど補装具を購入したときなどは、申請により自己負担を除いた額が支給されます。

### 高額療養費

同じ月内で医療費がかさみ、自己負担分が高額になったとき、あらかじめ決められている自己負担の限度額を超えた分が申請により支給されます。

### 出産育児一時金

加入者が出産したときに30万円が支給されます。妊娠85日以上、死産・流産、医師の証明が必要も支給されます。ただし、他の健康保険から支給される場合には、国保からは支給されません。

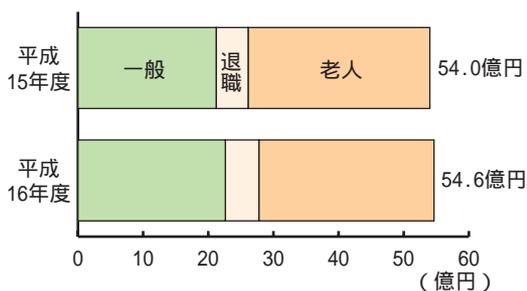
### 葬祭費

加入者が死亡したときは、その方の葬儀を行った方に対し、7万円が支給されます。

## 医療費の現状

近年、急速な高齢化や医療技術の発達による医療費の増加により、給付する費用額も増え続け、**国保の財源は大変厳しい状況**となっています。

療養諸費の費用額の推移



平成15年度は、旧田原町と旧赤羽根町の合計、平成16年度は見込額です。